

# 住宅改修と中古住宅購入を支援します！

対象業

- ・補助対象工事費等が10万円以上（消費税含む）
- ・市内の建設業者が施工する工事
- ※(旧)民間住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を受けた方も申請できます

各事業の詳細は  
裏面をご覧ください

【事業区分】

## ① 耐震改修事業

耐震改修工事

補助対象額の **30%**  
上限 **50万円**

## ② 住環境向上対策事業

(1) 克雪対策  
(2) リフォーム等工事(高齢者・子育て世帯※1)

補助対象額の **20%**  
上限 **10万円**

## ③ 脱炭素化促進事業

断熱改修工事 開口部改修工事  
ユニットバス化工事 熱交換型換気設備改修工事

補助対象額の **20%**  
上限 **30万円**

## ④ 上下水道加入促進事業

上水道引込工事 下水道等接続工事

補助対象額の **20%**  
上限 **10万円**

## ⑤ 中古住宅活用事業 **全世帯対象**

(1) 中古住宅の取得 ※2  
(2) リフォーム等工事 (1)と(2)の併用で  
最大100万円補助  
補助対象額の **20%**  
(1)・(2)それぞれ 上限 **50万円**

## ⑥ まちなか居住促進事業<sup>※3</sup>

(1) 中古住宅の取得 (2) リフォーム等工事 ※2  
補助対象額の 補助対象額の  
**20%** **20%**  
(1)と(2)の併用で  
最大150万円補助  
**50万円 100万円**

- ※1 ②のうち、リフォーム等工事は、高齢者世帯及び子育て世帯のみが対象です。  
高齢者世帯：全員が65歳以上である世帯（世帯分離により65歳未満の者と同居する場合は除く）  
子育て世帯：18歳未満の子がいる世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を含む）  
※2 ⑤、⑥の事業では、(1)と(2)の併用が可能です。  
※3 ⑥の事業は、花輪の中心市街地(※)へ区域外から移り住む世帯が対象です。  
(※鹿角市中心市街地活性化プランの対象区域となります。詳しくは都市整備課まで問い合せください。)

対象住宅

- ・市内の一戸建ての住宅（附属する車庫及び物置含む）  
自己所有（配偶者、親又は子を含む）であって、現に居住しているもの  
※併用住宅で住宅以外の床面積が2分の1未満の場合は、住宅部分のみ対象とします。
- ・居住するために取得する中古住宅

対象者

市内に住所がある又は鹿角市に移住する方で、市税等の滞納がない方

申請期限

令和9年2月26日(金)まで  
(完了実績報告書の提出は3月19日(金)まで) **予算がなくなり次第、終了します。**

注意事項

- 1 ①～⑥の異なる事業区分の補助金併用はできません。
- 2 国の住宅リフォーム関係補助金及び秋田県住宅リフォーム推進事業と併用することができます。
- 3 補助金の交付は、同一住宅につき1度限りです。（旧補助金はカウントされません）
- 4 工事の着手前に、補助金の交付決定を受けておく必要があります。
- 5 補助金の交付から3年以内に当該住宅を第三者に譲渡する予定のある方は申請できません。

問い合わせ 鹿角市都市整備課 建築住宅班 ☎0186-30-0266  
HP <https://www.city.kazuno.lg.jp/>

補助金HP  
はこちら→



## 【各事業の対象費用等】

### ① 耐震改修事業

- 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であった木造住宅に対し、上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事

※ 耐震診断：秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者が、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること

### ② 住環境向上対策事業

- 克雪対策工事（屋根融雪装置設置、屋根の無落雪化）※風除室設置は対象外
- リフォーム等工事（住環境の向上や長寿命化の伴わない簡易な修繕を除く）

※ 完全分離型の二世帯住宅において、リフォーム等工事を行う場合は、それぞれ別の補助対象住宅とみなします。

### ③ 脱炭素化促進事業

- 断熱改修工事、開口部改修工事（複層ガラス窓、二重窓設置等）、ユニットバス化工事、熱交換型換気設備への交換・設置 など

※ユニットバスからユニットバスへの交換工事は対象外

※ 断熱改修工事については改修部位毎に、別に定める熱抵抗値又は必要な厚さ(秋田県住宅リフォーム推進事業【断熱・省エネ・防災減災改修(持ち家型)】における断熱化工事の補助要件に同じ)を満たす必要があります。

### ④ 上下水道加入促進事業

- 下水道等接続工事（下水道接続、トイレの水洗化、便槽・浄化槽撤去（汲取・洗浄・消毒費用を含む）など）
- 上水道引込工事 ※追加

※ ユニットバス等、排水設備工事に関係のない内外装工事等は、本項目の補助対象外となります。

### ⑤ 中古住宅活用事業

#### ⑥ まちなか居住促進事業

- 中古住宅の取得費用（土地及び建物の登記費用等の諸経費を除く）
- 中古取得住宅（(1)の住宅）のリフォーム等工事

※ 中古住宅：鹿角市宅地・建物データバンクに登録されている建物 又は 鹿角市への移住・定住促進及び宅地・建物データバンク拡充に係る協定を締結した事業者が仲介する建物

※ (1)取得と(2)リフォーム等工事の両方を行う場合は、補助金は分けて申請いただきます。また、これらを二か年に分けて実施することができます。

※ (1)取得は、申請条件が整ってから6か月以内の申請に限ります。

#### ●対象外工事●

- 住環境の向上や長寿命化の伴わない簡易な修繕工事
- 新築工事又は改築工事（既存住宅の全解体を伴うもの）
- 増改築又はリフォームを伴わない解体工事
- 家庭用電気機械器具などの購入や設置
- カーテンレールや暖房便座、井戸ポンプなど設備や備品に類するものの設置や取替
- 住宅用太陽光発電システムの設置工事
- 電話やインターネット等の配線工事
- 門や塀等、いわゆる外構工事（補助対象工事に関わる工事を除く）
- 他の補助制度を利用し、その制度で重複計上認められていない工事
- 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

## 【交付申請書への添付書類】

補助金の交付申請にあたっては、次の書類の添付が必要となります。

- 補助対象工事の工事内訳見積書の写し
- 補助対象住宅の位置図
- 補助対象工事を行う住宅の工事着手前の全景及び工事箇所の写真
- その他市長が必要と認める書類

次の区分の事業については、上記に加え下記書類も必要となります。

- 耐震改修事業
  - 耐震改修計画書（補助金交付要綱様式第5号）
  - 耐震診断書の写し
  - 耐震設計書及び補強計画平面図
  - 補強計算書
- 脱炭素化促進事業
  - 断熱改修等計画書（補助金交付要綱様式第6号）
  - 施工範囲を示した住宅間取り図
  - 使用する断熱資材・機器の種類等を示す書類(カタログ等)の写し
- 中古住宅活用事業
- まちなか居住促進事業
  - 中古住宅の取得に係る契約書の写し（(2)リフォーム等工事の場合は契約書案でも可）
  - 登記事項証明書（又は登記事項要約書） ※(1)取得の場合のみ
  - 転居後の住民票の写し ※(1)取得の場合のみ